

黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金（スポーツツーリズム）交付要綱
（令和3年12月10日告示第99号）

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、観光関連産業は疲弊し、大きく経済被害を受けている中、町が感染症の拡大防止の観点から、スポーツ団体、スポーツクラブ又は個人（以下「スポーツ団体等」という。）に自粛要請（町内でのスポーツ大会（以下「大会」という。）の開催又はスポーツを行うための町内での宿泊（以下「合宿」という。）の自粛の要請をいう。以下同じ。）を行ったことにより経済被害を受けた事業者の支援を図るための黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金（スポーツツーリズム）（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 交付金の交付対象者は、町内で店舗又は事業所を運営する事業者であって、町の自粛要請にスポーツ団体等が応じたことにより直接経済被害を受ける事業を行う次の各号のいずれかの事業者とする。ただし、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年黒潮町規則第4号）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者である場合は、交付対象としない。

- （1） 黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿又は大会の宿泊事業者
- （2） 黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿又は大会の弁当事業者
- （3） 前2号に係る宿泊又は弁当の手配を行う旅行事業者

（交付金の額）

第3条 交付金の額は、予算の範囲内で次に定める方法により算定するものとする。

- （1） 交付金の算定の対象とするものは、黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿又は大会のうち令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間中の受入について、町が感染症の拡大防止の観点からスポーツ団体等に自粛要請したことにより経済被害を受けた次のアからウまでに掲げる収入とする。

ア キャンセルとなった宿泊収入

イ キャンセルとなった弁当収入

ウ ア及びイの宿泊及び弁当に係る手数料収入

- （2） 交付金の額は、前号に掲げる収入の合計額に10分の3を乗じて得た額以内とする。
- （3） 前号の交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請期間)

第4条 交付金の申請期間は、各号の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月10日までの期間内にキャンセルの確認ができたもの 令和4年1月11日から令和4年3月11日まで

(2) 令和4年3月11日から令和4年3月31日までの期間内にキャンセルの確認ができたもの 令和4年3月12日から令和4年3月31日まで

(交付金の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金（スポーツツーリズム）交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて前条の申請期間に町長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、適当と認めるときは交付金の交付を決定し、黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金（スポーツツーリズム）交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認めないときは交付金の不交付を決定し、黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金（スポーツツーリズム）不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 前条の規定により交付金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付金を黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金（スポーツツーリズム）交付請求書（様式第4号）により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、審査を行い、速やかに交付金を交付するものとする。

(事業者への周知)

第8条 町長は、交付金の実施に当たり、交付対象者の要件、交付金の額、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法による事業者への周知を行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 交付決定者は、交付金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(書類の保存)

第10条 交付決定者は、交付金に係る書類を令和4年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査)

第11条 町長は、必要があると認める場合は、交付決定者に対して関係書類の提出、

事情聴取、立入調査等を行うことができるものとする。

(交付金の取消し及び返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の一部又は全部を取消し、取消しに係る既に交付した交付金を返還させることができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。